

酒税率一覧表(令和2年 10 月1日～令和5年9月 30 日)

1. 酒税法第23条関係

| 酒 類 の 分 類                           | アルコール分等                                     | 1 k l 当 た り 税 率                                             |
|-------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ○発泡性酒類（基本税率）                        |                                             |                                                             |
| ビ ー ル                               |                                             | 200, 000円                                                   |
| 発 泡 酒                               | 麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上                      | 200, 000円                                                   |
|                                     | 麦芽比率25%以上（アルコール分10度未満）                      | 167, 125円                                                   |
|                                     | 麦芽比率25%未満（アルコール分10度未満）                      | 134, 250円                                                   |
| そ の 他 の 発 泡 性 酒 類                   | いわゆる「新ジャンル」（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの）（※）       | 108, 000円                                                   |
|                                     | ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類（アルコール分10度未満で発泡性を有するもの） | 80, 000円                                                    |
| ○醸造酒類（基本税率）                         |                                             |                                                             |
| 清 酒                                 |                                             | 110, 000円                                                   |
| 果 実 酒                               |                                             | 90, 000円                                                    |
| そ の 他 の 醸 造 酒                       |                                             | 120, 000円                                                   |
| ○蒸留酒類（基本税率）                         |                                             |                                                             |
|                                     | 21度以上<br>21度未満                              | 200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>200, 000円             |
| 連 続 式 蒸 留 焼 酎                       | 21度以上<br>21度未満                              | 200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>200, 000円             |
| 単 式 蒸 留 焼 酎                         |                                             |                                                             |
| 原 料 用 ア ル コ ー ル                     |                                             |                                                             |
| ウ イ ス キ ー<br>ブ ラ ン デ ー<br>ス ピ リ ッ ツ | 37度以上<br>37度未満                              | 370, 000円に37度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>370, 000円             |
| ○混成酒類（基本税率）                         |                                             |                                                             |
|                                     | 21度以上<br>21度未満                              | 200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>200, 000円             |
| 合 成 清 酒                             |                                             | 100, 000円                                                   |
| み り ん                               |                                             | 20, 000円                                                    |
| 甘 味 果 実 酒<br>リ キ ュ ー ル              | 13度以上<br>13度未満                              | 120, 000円に12度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>120, 000円             |
| 粉 末 酒                               |                                             | 390, 000円                                                   |
| 雑 酒                                 | みりん類似<br>21度以上<br>21度未満                     | 20, 000円<br>200, 000円に20度を超える 1 度ごとに10, 000円加算<br>200, 000円 |

（※）いわゆる「新ジャンル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたものでエキ스가2度以上のも又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒（麦芽比率50%未満のもの）に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキ스가2度以上のもの。

（注）「一定の物品」とは、次のものをいう。  
イ たんばく質物分解物（大豆を原料とするもの）及び酵母エキスを又はこれらとカラメル  
ロ たんばく質物分解物（えんどうを原料とするもの）及びカラメル又はこれらと食物繊維  
ハ とうもろこし、たんばく質物分解物（とうもろこしを原料とするもの）、酵母エキスを、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの（リキュールについては12度未満のもの）については、1 の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

| 品 目                                                                 | アルコール分等    | 1 k l 当 た り 税 率                       |
|---------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------|
| 連 続 式 蒸 留 焼 酎<br>単 式 蒸 留 焼 酎<br>ウ イ ス キ ー<br>ブ ラ ン デ ー<br>ス ピ リ ッ ツ | 9 度以上13度未満 | 80, 000円に 8 度を超える<br>1 度ごとに10, 000円加算 |
|                                                                     | 9 度未満      | 80, 000円                              |

3. 租税特別措置法第 87 条及び第 87 条の 4 関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ 1, 300kl 以下である者（前年度の課税移出数量の合計が 10, 000kl 超の酒類の製造者を除く）が、当年度に移出する酒類の 200kl までのものについては、1 の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

なお、前年度の課税移出数量が 1, 000kl 超～1, 300kl 以下の場合には上段の軽減割合、1, 000kl 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

| 品 目                                                         | 軽減割合        |           |       |                 |                 |                 |
|-------------------------------------------------------------|-------------|-----------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                                                             | 平成 30<br>年度 | 令和元<br>年度 | 2 年度  |                 | 3 年度            | 4 年度            |
|                                                             |             |           | ～9 月  | 10 月～           |                 |                 |
| 清酒、連続式蒸留焼酎、<br>単式蒸留焼酎、果実酒（その他の<br>発泡性酒類に該当するものに<br>限る）（注 1） | 10%         | 10%       | 10%   | 10%             | 10%             | 10%             |
|                                                             | 20%         | 20%       | 20%   | 20%             | 20%             | 20%             |
| 果実酒（その他の発泡性酒類に<br>該当するものを除く）（注 1）                           | 10%         | 10%       | 10%   | 20%             | 20%             | 20%             |
|                                                             | 20%         | 20%       | 20%   | 28. 9%<br>（注 3） | 28. 9%<br>（注 3） | 28. 9%<br>（注 3） |
| 合成清酒、発泡酒（注 1）                                               | 5 %         | 5 %       | 5 %   | 5 %             | 5 %             | 5 %             |
|                                                             | 10%         | 10%       | 10%   | 10%             | 10%             | 10%             |
| ビール（注 2）                                                    | 7. 5%       | 7. 5%     | 7. 5% | 7. 5%           | 7. 5%           | 7. 5%           |
|                                                             | 15%         | 15%       | 15%   | 15%             | 15%             | 15%             |

- （注）1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を 6. 25%軽減した酒税額とする。（平成 30～令和 4 年度）  
2 当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは、下記に応じた軽減割合が適用される。  
・ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは 15%（平成 27 年度以降は 15%又は 7. 5%）  
・ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日まで 15%又は 7. 5%  
3 正確には 90 分の 26